

徳島県危機管理関係手数料条例及び特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十二月二十六日

徳島県知事 飯泉嘉門

徳島県条例第三十三号

徳島県危機管理関係手数料条例及び特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

(徳島県危機管理関係手数料条例の一部改正)

第一条 徳島県危機管理関係手数料条例(平成十六年徳島県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一の五十四の項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改める。

(特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第二条 特定非営利活動促進法施行条例(平成十年徳島県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改める。

附則

この条例は、公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十六号)の施行の日の日から遅く日から施行する。